

令和元年度埼玉県ふっこう割支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 一般社団法人埼玉県物産観光協会は、令和元年台風第19号により落ち込んだ旅行需要の早期回復を図るため、国が交付する「令和元年台風第15号及び第19号観光支援事業費補助金」を活用し、埼玉県内の災害指定地域での宿泊を伴う旅行商品を造成・販売する旅行事業者及び地域内の宿泊事業者等に対し、予算の範囲内において、支援金を交付する事業（「以下、「ふっこう割事業」という。」）を実施することとし、その支援金の交付については、本要綱の定めるところによる。

(交付の対象事業（支援金額）)

第2条 ふっこう割事業の対象は、埼玉県の災害指定地域内に宿泊する旅行商品の代金及び宿泊料金とする。

2 支援金の交付の対象となる旅行事業者、宿泊事業者等（以下、「支援事業者」という。）は、ふっこう割事業の対象となる商品の販売に際しては、販売する媒体に以下の事項について明記すること。

- (1) 「埼玉県ふっこう割対象事業」であること
- (2) 本来の価格、支援を受けた後の販売価格及び支援金額
- (3) ビジネス目的の使用はできないこと

3 支援事業者は、以下のとおりとし、同一会社については取りまとめて申請することとする。なお、以下の要件を満たす複数の支援事業者の対象事業を集約し、申請を行う場合は例外とする。

- (1) 旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき旅行業の登録を受けた者。
- (2) 日本国内に法人格を有するOTA（Online Travel Agent）であり、日本国内における販売及び埼玉県への送客において相応の実績を持つと認められる者。
- (3) 旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づき旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく店舗型性風俗特殊営業に係る施設は除く。

4 ふっこう割事業の対象となる旅行商品・宿泊は、令和2年1月7日以降の交付決定を受けた日に開始し、令和2年2月29日までの宿泊とする。また、支援対象地域は原則、災害救助法の適用を受けた別表2に掲げる市町村とするが、旅行需要の回復状況等、地域ごとの実情を踏まえ、一般社団法人埼玉県物産観光協会は、予算の範囲内において調整ができるものとする。

5 支援事業者は別表1の範囲内で旅行代金から割引額を差し引いて販売するものとし、支援金額は割引額とする。

6 第1項に規定する対象事業の中で、次の各号のいずれかに該当するものは、対象から除

く。

- (1) ビジネス目的での宿泊
- (2) 催行の実現性が低いと判断されるもの
- (3) 1つの申請書において100人泊未満の申請となるもの
- (4) その他、一般社団法人埼玉県物産観光協会が不相当と認めるもの

(支援金の交付申請)

第3条 支援事業者は、交付申請書（別添様式第1号）を提出するものとする。

2 交付申請書に添付する書類については次のとおりとする。

- (1) 誓約書（別添様式第2号）
- (2) 支援金算出シート（別添様式第3号）
- (3) 行程表、宿泊プラン等の内容がわかる書類
- (4) その他、一般社団法人埼玉県物産観光協会が必要と認める書類

3 交付申請書及び添付書類の提出先は、埼玉県ふっこう割事務局（以下、「事務局」という）とし、提出期限及び部数については次のとおりとする。

(1) 提出先

埼玉県ふっこう割事務局（一般社団法人埼玉県物産観光協会）

住所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル5F

電話 048-647-4033

FAX 048-647-7745

Mail kanko03@sainokuni-kanko.jp

(2) 提出期限

令和2年1月6日（月）（ただし、予算に残額がある場合は、予算額上限に達するまで引き続き申請を受け付けることとする。）

(3) 提出部数

2部

(交付決定額の通知)

第4条 事務局は、内容を審査の上、支援の可否及び支援限度額を決定し、支援事業者に交付決定額を通知する。（別添様式第4号）

(交付決定額の変更)

第5条 交付決定額通知後に、次に掲げる事由により支援事業者が実施計画の変更をしようとする場合は、変更申請書（別添様式第5号）を事務局に提出しなければならない。

- (1) 支援目的に変更をもたらす、事業の実施内容の変更
- (2) 支援金の事業の支援対象経費の20パーセントを超える変更

2 変更申請書に添付する書類及び提出先等については次のとおりとする。

- (1) 事業変更計画書（別添様式第6号）
 - (2) 支援金算出シート（別添様式第3号）
 - (3) その他、一般社団法人埼玉県物産観光協会が必要と認める書類
- 3 前項の規定による支援事業の内容等の変更の通知は、支援金の交付決定額に変更を生じるときは変更交付決定通知書（別添様式第7号）により、支援金の交付決定額に変更を生じないときは変更計画承認通知書（別添様式第8号）により行うものとする。

（実績報告）

第6条 支援事業者は、当該事業が完了したときは、実績報告書（別添様式第9号）を当該事業の完了日から14営業日以内又は3月13日のいずれか早い期日まで（必着）に事務局に提出しなければならない。

2 実績報告書に添付する書類は次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別添様式第10号）
- (2) 実績内訳シート（別添様式第11号）
- (3) 宿泊及び旅行実績が証明できる書類
- (4) その他、一般社団法人埼玉県物産観光協会が必要と認める書類

（支援金の額の確定）

第7条 支援金の額の確定通知は、交付確定通知書（別添様式第12号）により行うものとする。

（支援金の請求）

第8条 前条の規定により通知を受けたものは、交付請求書（別添様式第13号）を事務局に提出することとする。

（概算払い及び月次報告）

第9条 前条の規定に関わらず、一般社団法人埼玉県物産観光協会は、支援事業の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、支援金を概算払いすることができる。

2 支援事業者は1月分の実績について2月10日までに、下記の書類をすべて添付し、事務局へ提出しなければならない。

- (1) 月次報告書（別添様式第16号）
- (2) 事業実績書（別添様式第10号）
- (3) 実績内訳シート（別添様式第11号）
- (4) 宿泊又は旅行実績が証明できる書類（宿泊証明書、旅行引受書又は申込書、旅行特別補償保険に関する書類）

3 支援事業者は、第1項の規定により概算払を請求するときは、概算払申請書（別添様式第14号）により、毎月の事業実施分について、翌月10日までに、下記の書類を全て添付して事務局へ提出しなければならない。

- (1) 概算払請求書（別添様式第15号）
- (2) その他、一般社団法人埼玉県物産観光協会が必要と認めるもの

4 事務局は、支援事業者から前条による支援金の請求があった場合は、当該支援事業者の実施計画と照合し、請求内容を確認しなければならない。

（支援金の交付）

第10条 事務局は前条の規定による適正な請求書を受理した日から、14日以内に支援事業者に支援金を支払うものとする。

（支援金の交付条件）

第11条 支援金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本要綱の規定に従うこと。
- (2) 支援事業者は、支援事業の経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- (3) 支援事業者は、支援事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておくこと。
- (4) 旅行・宿泊商品の販売に際しては、取引先等の関係者へ優先販売することを禁止する。
- (5) 支援金の交付の対象となる支援事業者は、自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 支援事業者は、前号の（イ）から（キ）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

（状況報告及び調査）

第12条 一般社団法人埼玉県物産観光協会は必要に応じて支援事業者から対象事業について報告を求め、又は調査することができる。

（支援金の交付決定の取消し）

第13条 一般社団法人埼玉県物産観光協会は、支援事業者がこの要綱の規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、支援金を交付した後においても適用する。

(支援金の返還)

第14条 一般社団法人埼玉県物産観光協会は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、対象事業の当該取消しに係る部分に関し、その返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた支援事業者は、一般社団法人埼玉県物産観光協会が指定する期日までに、遅滞なく支援金を返還しなければならない。

(不正利用の防止について)

第15条 支援事業者は不正利用防止のために、不正利用を排除するための措置を講じなければならない。

附 則

この要綱は、令和元年12月20日から施行する。

別表 1

【国内向け宿泊商品】

1 旅行 1 人 1 泊当たりの旅行・宿泊料金	1 旅行 1 人 1 泊当たりの支援額	1 旅行連泊の場合の 1 人当たりの支援限度額
6,000 円以上 10,000 円未満	3,000 円	日本人観光客 15,000 円 外国人観光客 50,000 円
10,000 円以上	5,000 円	

※留意事項

- ・上限泊数はないが、上限額は表のとおりとする（購入回数に制限なし。）。

別表 2

対象市町村	<p>48 市町村（災害救助法適用市町村）</p> <p>さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、深谷市、上尾市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、八潮市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町</p>
-------	--